

| | |
|-----------|----|
| 積算基準 | 土木 |
| 現場中間検査 | 不要 |
| 工場等派遣中間検査 | 不要 |
| 樹木保険加入 | 不要 |

工 事 設 計 書

| | | | | | |
|-----------|------------------------|--------|--------|---|--|
| 事業年度 | 令和 7年度 | | | | |
| 設計年月 | 令和 年 月 | | | | |
| 予算科目 | 款 | 項 | 目 | 節 | |
| 工事場所 | 東部土木みどり事務所管内 | | | | |
| 路線名又は河川名等 | | | | | |
| 工事名 | 河川維持補修工事（東部土木みどり事務所管内） | | | | |
| 工期 | 契約日の翌日から140日間 | | | | |
| 事業課(所)名 | 東部土木みどり事務所 | 単価使用年月 | 令和 年 月 | | |
| 工事番号 | | 歩掛適用年月 | 令和 年 月 | | |
| 変更回数 | | 基準適用年月 | 令和 年 月 | | |
| 主工種 | | 単価地区 | | | |
| 前払金支出 | | 調整区分 | | | |

京都市 建設局

| |
|--------------------------|
| チェック欄 |
| <input type="checkbox"/> |

工事概要

| | | | | | |
|--------|----|---|--------------------------|----|----|
| 施工箇所 | | | 工区 | 5 | |
| 護岸補修工 | 箇所 | 8 | コンクリートブロック工(コンクリートブロック積) | m2 | 24 |
| 落差工補修工 | 箇所 | 2 | 河床張工 | m3 | 8 |
| 仮設工 | 式 | 1 | | | |

施工理由

本工事は、京都市河川維持保全実施計画に基づき、河川の補修を行うものである。

| | | 設計額 | | 請負額 | |
|---|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | 金額 | 増減額 | 金額 | 増減額 |
| 工 | 事 | 前回 | 円 | 円 | 円 |
| | | 今回 | 円 | 円 | 円 |
| 内 | 工事価格 | 前回 | 円 | 円 | 円 |
| | | 今回 | 円 | 円 | 円 |
| 訳 | 消費税相当額 | 前回 | 円 | 円 | 円 |
| | | 今回 | 円 | 円 | 円 |
| 支 | 給品費 | 前回 | 円 | 円 | 円 |
| | | 今回 | 円 | 円 | 円 |

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

| | | |
|--------------|-----------------|-------|
| 単価使用年月 | 2025年11月 | |
| 歩掛適用年月 | 2025年11月 | |
| 基準適用年月 | 2025年11月 | |
| 単価地区 | 2601: I地区 | |
| 調整区分 | 単独工事 | |
| 共通仮設費（率計上） | | |
| 主たる工種 | 14:河川維持工事 | |
| 施工地域等補正 | 市街地（DID補正）（1）-3 | 1.2 |
| ICT施工補正 | 補正なし | 1.0 |
| 週休2日補正 | 補正なし | 1.00 |
| 現場管理費 | | |
| 施工地域等補正 | 市街地（DID補正）（1）-3 | 1.1 |
| ICT施工補正 | 補正なし | 1.0 |
| 週休2日補正 | 補正なし | 1.00 |
| 一般管理費 | | |
| 前払金支出割合による補正 | 補正を行わない | 1.00 |
| 財団法人等による補正 | 補正を行わない | 1.00 |
| 契約保証に係る補正率 | 金銭的保証 | 0.04% |

設計内訳書 (本01)

| 工事名 | 河川維持補修工事 (東部土木みどり事務所管内) | | | | 事業区分 工事区分 | 河川維持・修繕 河川修繕 | |
|---------------|-------------------------|----|----|----|--------------|-----------------|--------------------------|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| 河川修繕 | | 式 | 1 | | | | |
| 法覆護岸工 | | 式 | 1 | | | | |
| 作業土工 | | 式 | 1 | | | | |
| 床掘り (参考数量) | 土質:岩塊・玉石 | m3 | 40 | | | | (概) 現場制約あり |
| 埋戻し (参考数量) | 土質区分:岩塊・玉石, 土質:岩塊・玉石 | m3 | 20 | | | | (概) 現場制約あり, 締 固め有り |
| 護岸補修工 | | 式 | 1 | | | | |
| 護岸補修工(1) | | 箇所 | 1 | | | | 図面数量表参照 |
| 護岸補修工(2) | | 箇所 | 1 | | | | 図面数量表参照 |
| 護岸補修工(3) | | 箇所 | 1 | | | | 図面数量表参照 |
| 護岸補修工(4) | | 箇所 | 1 | | | | 図面数量表参照 |
| 護岸補修工(5) | | 箇所 | 1 | | | | 図面数量表参照 |
| 護岸補修工(6) | | 箇所 | 1 | | | | 図面数量表参照 |
| 護岸補修工(7) | | 箇所 | 1 | | | | 図面数量表参照 |

設計内訳書 (本01)

| 工事名 | 河川維持補修工事 (東部土木みどり事務所管内) | | | | 事業区分 工事区分 | 河川維持・修繕 河川修繕 | |
|--------------------------|--|----|-----|----|--------------|-----------------|---------|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| 護岸補修工(8) | | 箇所 | 1 | | | | 図面数量表参照 |
| コンクリートブロック工(コンクリートブロック積) | | 式 | 1 | | | | |
| コンクリート(間知)ブロック積 | ブロック規格:コンクリート積ブロック | m2 | 24 | | | | |
| 現場打基礎コンクリート | コンクリート規格:18-8-25(高炉), 底幅:43cm, 高さ:25cm | m | 8 | | | | |
| 現場打小口止コンクリート | コンクリート規格:18-8-40(高炉) | m3 | 2 | | | | |
| 現場打天端コンクリート | コンクリート規格:18-8-25(高炉) | m3 | 0.6 | | | | |
| 裏込砕石 | 再生クラッシュヤーン 40~0 | m3 | 12 | | | | (概) |
| 床止め・床固め | | 式 | 1 | | | | |
| 落差工 | | 式 | 1 | | | | |
| 落差工補修工(1) | | 箇所 | 1 | | | | 図面数量表参照 |
| 落差工補修工(2) | | 箇所 | 1 | | | | 図面数量表参照 |
| 護床工 | | 式 | 1 | | | | |
| 河床張工 | | 式 | 1 | | | | |

設計内訳書 (本01)

| 工事名 | 河川維持補修工事 (東部土木みどり事務所管内) | | | | 事業区分 工事区分 | 河川維持・修繕 河川修繕 | |
|---------------|-------------------------|----|-----|----|--------------|-----------------|---------|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| 河床張工(1) | | m3 | 2 | | | | 図面数量表参照 |
| 河床張工(2) | | m3 | 0.5 | | | | 図面数量表参照 |
| 河床張工(3) | | m3 | 1 | | | | 図面数量表参照 |
| 河床張工(4) | | m3 | 0.9 | | | | 図面数量表参照 |
| 河床張工(5) | | m3 | 2 | | | | 図面数量表参照 |
| 河床張工(6) | | m3 | 2 | | | | 図面数量表参照 |
| 構造物撤去工 | | 式 | 1 | | | | |
| 構造物取壊し工 | | 式 | 1 | | | | |
| コンクリート構造物取壊し | 構造物区分:無筋構造物, 工法区分:人力施工 | m3 | 2 | | | | (概) |
| 仮設工 | | 式 | 1 | | | | |
| 土留・仮締切工 | | 式 | 1 | | | | |
| 土のう (参考数量) | | 袋 | 302 | | | | (概) |
| 水替工 | | 式 | 1 | | | | |

設計内訳書 (本01)

| 工事名 | 河川維持補修工事 (東部土木みどり事務所管内) | | | | 事業区分 工事区分 | 河川維持・修繕 河川修繕 | |
|---------------------------|-------------------------|----------------|------|----|--------------|-----------------|-----|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| ポンプ据付・撤去工 (参考数量) | | 現場 | 14 | | | | (概) |
| ポンプ運転工 (参考数量) | 作業時排水 発動発電機,1台 | 日 | 28 | | | | (概) |
| 仮水路工 | | 式 | 1 | | | | |
| 高密度ポリエチレン管設置・撤去 (参考数量) | | m | 59 | | | | |
| 高密度ポリエチレン管材料費 (参考数量) | | m | 36 | | | | (概) |
| 運搬処理工 | | 式 | 1 | | | | |
| 殻運搬 | 殻種別:コンクリート殻(無筋) | m ³ | 2 | | | | (概) |
| 殻処分 | 殻種別:コンクリート殻(無筋) | m ³ | 2 | | | | |
| 廃プラスチック類運搬 | | t | 0.13 | | | | (概) |
| 廃プラスチック類処分 | | t | 0.13 | | | | |
| 交通管理工 | | 式 | 1 | | | | |
| 交通誘導警備員 | B | 人日 | 49 | | | | |
| 概略発注工 | | 式 | 1 | | | | |

設計内訳書（本01）

| 工事名 | 河川維持補修工事（東部土木みどり事務所管内） | | | | 事業区分 工事区分 | 河川維持・修繕 河川修繕 | |
|------------------------------------|------------------------|----|----|----|--------------|-----------------|--------|
| 工事区分・工種・種別・細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 金額 | 数量・金額増減 | 摘要 |
| 概略発注工 | | 式 | 1 | | | | |
| 概略発注工 | | 式 | 1 | | | | |
| 概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 42.0%以内 | | 式 | 1 | | | | (概)を参照 |
| 直接工事費 | | 式 | 1 | | | | |
| 共通仮設 | | 式 | 1 | | | | |
| 共通仮設費（率計上） | | 式 | 1 | | | | |
| 純工事費 | | 式 | 1 | | | | |
| 現場管理費 | | 式 | 1 | | | | |
| 工事原価 | | 式 | 1 | | | | |
| 一般管理費等 | | 式 | 1 | | | | |
| 工事価格 | | 式 | 1 | | | | |
| 消費税額及び地方消費税額 | | 式 | 1 | | | | |
| 工事費計 | | 式 | 1 | | | | |

特記仕様書（個別工事編）

工事名 河川維持補修工事（東部土木みどり事務所管内）

工事場所 東部土木みどり事務所管内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第5条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 土のうの中詰土は、現地発生土を使用すること。また、現地発生土（土のう撤去後の中詰土含む）は、現場内に敷均すこと。
- 2 工事箇所周辺に、着工前に工事ビラを配布するとともに、通行規制等が生じる場合には、地元と調整を行うこと。
- 3 一部の施工箇所においては、民地を施工ヤード（工事車両の配置、資材置き場等）や進入路として使用する必要があるため、施工期間や施工時間帯、施工方法等については、関係者と十分調整すること。なお、無償での使用を想定し借地料は計上していないが、関係者との調整の結果、有償となる場合は、監督職員と協議するものとする。
- 4 コンクリートの養生については、一般養生としているが、工事施工時において日平均気温が4℃以下になることが予想され、寒中コンクリートとして施工を行う必要がある場合は、監督職員と協議すること。

第6条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、監督職員及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

| 配置場所 | 交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数) | 編成 | 昼間・夜間・ 24時間の別 | 交替要員の有無 |
|-------|-------------------------|-------------|------------------|---------|
| 各施工箇所 | 1名 | 交通誘導警備員B 1名 | 昼間 | 無 |

3 監督職員の確認に関する事項

第7条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」及び
監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

| 工種・種別等 | 細 別 | 材料・資材・製品 |
|--------------------------|-----------------|-------------|
| コンクリートブロック工(コンクリートブロック積) | コンクリート(間知)ブロック積 | コンクリート積ブロック |
| 護岸補修工 | 護岸補修工(1)、(7) | 樹脂アンカー、差筋 |
| 落差工 | 落差工補修工(2) | 樹脂アンカー、差筋 |

第8条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第9条（段階確認）

受注者は、次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

| 工種-種別等 | 細 別 | 確 認 項 目 |
|--------|--------------|---------|
| 護岸補修工 | 護岸補修工(1)、(7) | 差筋設置状況 |
| 落差工 | 落差工補修工(2) | 差筋設置状況 |

4 建設副産物に関する事項

第10条（建設発生土の利用）

盛土、埋戻し、土のうに使用する土砂については、本工事の掘削土または施工箇所周辺の堆積土を流用すること。

第11条（建設副産物の適正処理）

建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

| 建設副産物 | 受入場所 | 備考 |
|-----------------|---|----------------------|
| コンクリート塊 (無筋) | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府宇治市西笠取仁南郷85番 | 設計運搬距離 L = 16.4km |
| 廃プラスチック類 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市南区上鳥羽卯ノ花町35 | 設計運搬距離 L = 8.7km |

第12条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

1 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（最終改定令和7年6月1日）（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

| | 工 程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
|-----------------|------------|--|---|
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | ①仮設 | 仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ②土工 | 土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ③基礎工(杭基礎等) | 基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ④本体構造 | 本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |
| | ⑥その他() | その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 |

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第13条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1か月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第14条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要

領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第15条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

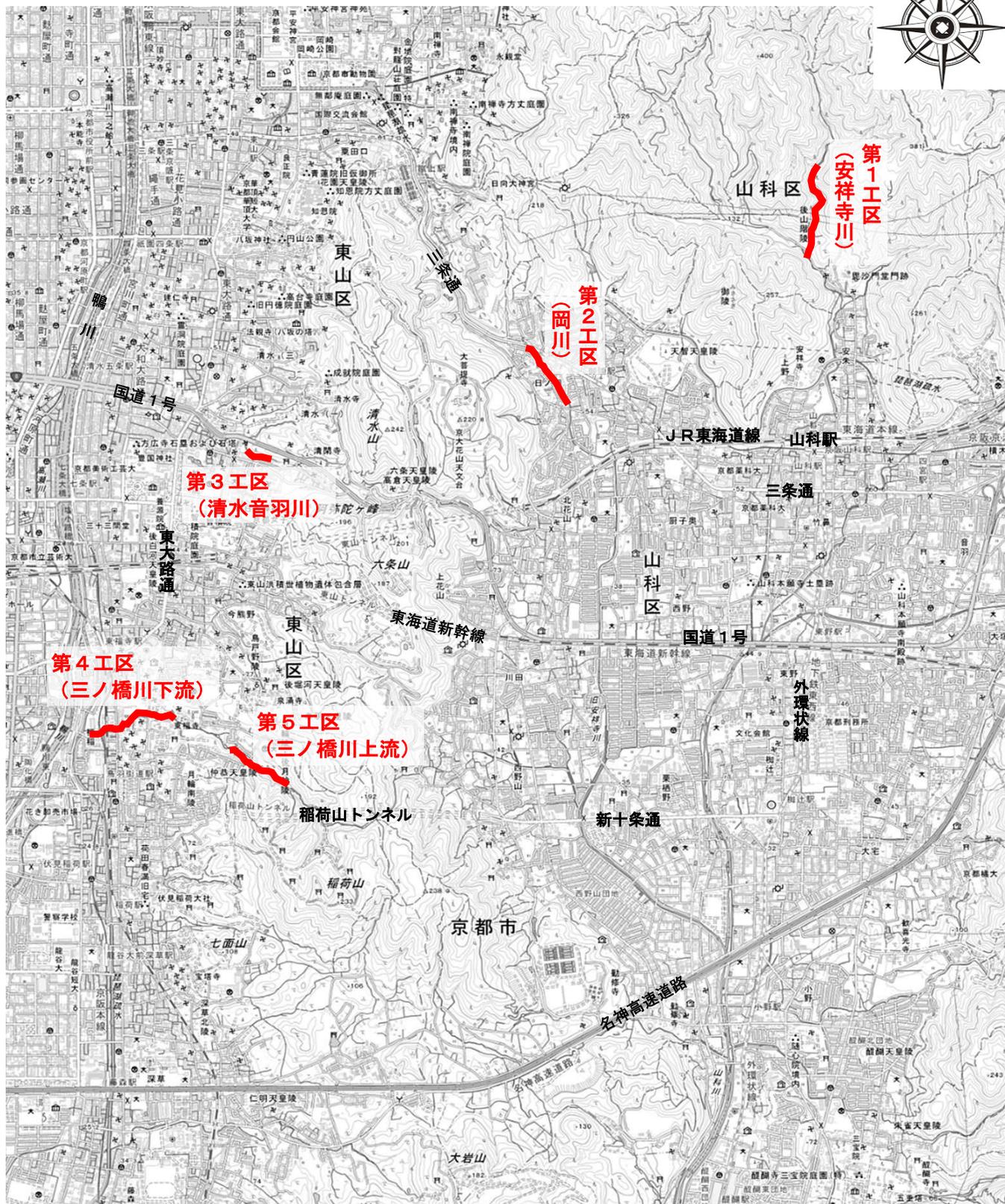
遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

箇所図



 施工箇所